

吉野川水系河川整備計画に係る公聴会の公述規定

(主旨)

本公述規定は、公聴会を円滑に進めるため、必要な事項を定めたものです。

(公聴会の開催)

- 1) 公聴会は、吉野川流域の上流域、中流域、下流域ごとに1回、合計3回開催します。
- 2) 各流域における公聴会は約4時間を上限として開催します。

(公述)

- 1) 開会前に公述の進行における説明を行いますので、公述人は開会時間の1時間前までにお越し下さい。
- 2) 公述人は、会場に入室する前に受付において「公述人決定通知書」及び免許証などの本人と確認できるものをご提示下さい。
(代理人による陳述は出来ません。)
- 3) 公述人お一人の陳述時間は、15分以内とします。
発表開始12分経過後にベルを1回、15分経過後にベルを2回、16分経過後にベルを3回鳴らします。ベルが3回鳴ったときには、発言途中でも打ち切りを行います。
- 4) 責任者から陳述後に発言の内容や主旨を確認させていただくことがあります。
- 5) 公述人が述べる意見は、提出された公述希望届出書を四国地方整備局長が審査し、意見の内容の全部または部分が原案に関係のないものを除いた内容に限ります。または意見の内容が公序良俗に対して不適切なものを除いた内容に限ります。
- 6) 公述の際、PCの使用を希望される公述人は、公聴会2日前17時(必着)までに当日の資料とするファイル(パワーポイント等)を、公聴会の窓口(徳島河川国道事務所 公聴会公述人担当係)宛てに送付して下さい。
- 7) 公述人が自らの陳述の内容に関して傍聴人に配布したい資料がありましたら、A4サイズ1枚以内にまとめて、公聴会2日前17時(必着)までに、公聴会の窓口(徳島河川国道事務所 公聴会公述人担当係)宛てに送付して下さい。
- 8) 公述人は、会場内において次の事項を遵守してください。
 - ① 携帯電話は、電源を切るかマナーモードにし、使用しないこと。
 - ② 会場内の撮影、録画もしくは録音をしないこと。
 - ③ プラカード、はちまき、腕章の類などをしないこと。
 - ④ 前述①～③に掲げるもののほか、会場の秩序を乱したり進行の妨げとなるような行為をしないこと。
- 9) 公述人が前述1)～8)に掲げる事項を遵守しない場合は、その行為の中止や退場を命じる場合があります。
- 10) 以上のほか、公述人は主宰者の指示に従ってください。

(公表)

- 1) 公述希望届出書については、公表用の部分をコピーしたものを、公聴会当日に配布します。あわせて、事前に提出していただいた配布希望資料についても同様の取り扱いとします。
- 2) 発言内容及び当日配布した資料については、個人名・不適切な発言を除き、後日、吉野川水系河川整備計画のホームページにおいて公表させていただきます。